

◇職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 外国勤務手当の新設に伴い、必要な事項等を定めることにしました。
- 2 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)